

2026 年度

労災保険実務講座



労災保険に関する実務は、制度の正確な理解と運用が求められます。

本講座では、元厚生労働事務官である高橋健氏を講師に迎え、業務災害・通勤災害の認定基準の把握から、給付請求書の適正な作成、第三者行為災害への対応に至るまで、実務で押さえるべき重要点をわかりやすく解説します。

労災申請の実務ご担当者をはじめ、人事労務管理にたずさわる皆さまはぜひこの機会にご参加ください。

参加
無料

2026
11.30 月
13:00 - 16:30

会場受付 12:30~

【お申込み】

愛知労働基準協会ホームページ

(<https://www.airouki.or.jp/training/>)、

または右の二次元コードからお申込みください。

申込締切:11/26(木)まで



会場参加

愛知労働基準協会 (9階研修室)

名古屋市中区栄2-9-26 ポーラ名古屋ビル9F
▶地下鉄東山線・鶴舞線「伏見駅」下車5番出口
徒歩2分

定員
100名



会場参加お申込み



WEB参加

LIVE配信

Zoomウェビナー

※アーカイブ配信はございません。

※視聴専用のため(質疑応答)はご利用いただけません。

※参加前にZoomのご準備をお願いします。

定員
1,000名



WEB参加お申込み

次第

2026年度 労災保険実務講座

13:00~13:05 オリエンテーション(5分)

13:05~13:20 愛知労働局 挨拶(15分)

愛知労働局労働基準部労災補償課 担当官

講座

労災保険申請に係る実務対応 13:20~16:30(190分)

講師



たかはし社会保険労務士事務所

代表 高橋 健氏

元厚生労働事務官
特定社会保険労務士

1 業務災害・通勤災害の認定の考え方

(1) 認定・不認定のポイントとは

2 労災給付請求書を作成・提出する際の留意点 (療養・休業を中心に)

(1) 療養(補償)等給付

(2) 休業(補償)等給付

① 平均賃金算定内訳の記入

② 部分算定日について

③ 複数事業労働者の場合

(3) その他

3 第三者行為災害における事務処理と考え方

(1) 第三者行為災害とは

(2) 労災保険と損害賠償の関連

(3) 交通事故における「労災保険」と「自賠先行」について

4 最近における労災保険行政の動向

(1) 労災保険法改正について

主催・お問い合わせ

公益社団法人

TEL

052-221-1438

FAX

052-204-1268

E-mail

jigyo-ark@airouki.or.jp

愛知労働基準協会



愛知労働基準協会